

# 建設工事における技術者等の途中交代について

令和4年4月1日

備前市が発注する建設工事について、技術者等を途中交代する場合には、次の要件を満たす必要があります。

## 1 交代の対象とする技術者等

- (1) 現場代理人（建設業法第19条の2及び備前市建設工事請負契約約款第10条）
- (2) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第1項、建設業法第26条第2項、建設業法第26条第3項及び備前市建設工事請負契約約款第10条）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2及び備前市建設工事請負契約約款第10条）

## 2 交代を認める場合

本市では、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、技術者等の工期途中での交代は、原則として認めていません。

ただし、次のような場合には交代を認めています。交代前後における技術者等の技術力が同等（入札参加条件等に適合している等）以上とし、工事の継続性及び品質等が確保されるようにしてください。

- (1) 人道上、真にやむを得ない場合

**【例】**死亡、傷病、妊娠、出産、育児、介護、退職及び受注者の都合によらない転勤（親の介護のためなどの本人からの申し入れによる転勤）など。

- (2) 受注者の責によらない理由により、工事が中断又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合

※ 大幅な工期延期とは、延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月）を超える場合を目安とします。

- (3) 工期が2年以上の長期に及ぶ工事で、1年以上の連続した期間において技術者等として従事した場合（ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合）
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機及び配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (5) 他工事と兼任で配置していたが、契約変更により専任となった場合
- (6) 交代の時期が工程上一定の区切りと認められる場合

### 3 手続き

- (1) 受注者は、工事打合せ簿に交代前後の技術者等の氏名、交代する理由等を記載したものを監督員に提出の上、協議を申し入れてください。
- (2) 受注者は、協議の結果、交代する場合には監督員へ現場代理人の変更通知書又は、主任技術者等の変更通知書を提出してください。

### 4 協議申し入れ時に提出する書類

協議を申し入れる際には、理由に応じて事実を証明する書類を提出する必要があります。

#### 【例】

- (1) 死亡：(不要)  
傷病：医師の診断書の写し  
妊娠、出産：妊娠届出書の写し、又は親子手帳（母子手帳）の保護者氏名及び出産予定日が分かる箇所の写し  
育児、介護：事実が確認できる書類の写し（本人からの申し入れであることを確認できること）  
退職：事実が確認できる書類の写し（本人からの申し入れであることを確認できること）  
転勤：事実が確認できる書類の写し（本人からの申し入れであることを確認できること）
- (2) 受注者の責によらない理由により、工事が中断又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合：事実が確認できる書類の写し
- (3) 工期が2年以上の長期に及ぶ工事で、1年以上の連続した期間において技術者等として従事した場合：事実が確認できる書類の写し
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機及び配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点：事実が確認できる書類の写し
- (5) 他工事と兼任で配置していたが、契約変更により専任となった場合：事実が確認できる書類の写し
- (6) 交代の時期が工程上一定の区切りと認められる場合：事実が確認できる書類の写し  
※ 書類への原本証明の記載は不要です。  
※ 個人情報（氏名を除く）は必ず黒塗りしてください。

### 5 注意事項

- (1) 交代後の技術者等は、交代に係る現場代理人の変更通知書又は、主任技術者等の変更通知書の提出日現在において、受注者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることが必要となります。

- (2) 入札公告等において、技術者等に建設業法上の資格以外の資格を求めた時は、交代後の技術者等は、それらの資格を有している必要があります。
- (3) 業務に係る引継ぎは、受注者の責において適切に行ってください。
- (4) 仕様書等によりコリンズの登録が定められている工事において、技術者等の交代が生じた場合は、コリンズの変更登録を行ってください。
- (5) 技術者等の交代を認める場合において、交代を理由とした指名停止等の罰則はありません。ただし、建設業法で定められた期間内において配置できる技術者等がなくなった場合は、建設業法違反に当たる恐れがあるため、工事の続行が不能と判断して契約は解除され、罰則が科されます。